

清掃業務実施要領

日常清掃

概ね、別表「清掃業務実施基準表」に基づき、ドーム利用者に支障のないように実施すること。ただし、必要に応じて時間を延長することができる。

◇作業日	ドームの休館日を除く毎日 <休館日> ・原則として月曜日 (ただし、その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たるときは、その翌日) ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
◇作業時間	午前8時00分～午後5時00分
◇作業場所	ドームの全施設
1 拭き掃除、塵払い	移動し得る備品は移動して塵埃の飛散することのないよう掃除機、モップ、毛ブラシ等を使用し、ていねいに掃除する。
2 研磨作業	床は電動研磨機を用いてポリッシングする。
3 空拭き清掃	階段の手すり、エレベーター塗装部分、掲示板等は、柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは特殊洗剤にて除去する。
4 壁面等の清掃	廊下等共用部門のガラス壁面、ドア等については、柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは、特殊洗剤にて除去する。
5 塵箱の清掃	塵箱は常に清掃する。
6 紙屑、茶殻処理	紙屑はダストカートで所定の場所に集め、茶殻はバケツからポリ袋に入れ替えて搬出する。
7 衛生陶器の洗浄	中性洗剤を用いてスポンジ等で擦り、汚れを除去し雑巾で拭く。塩酸、磨き砂は使用しない。

8 便所汚物の処理	ポリ袋に入れて所定の場所に運び、乙の責任において完全に処理する。
9 鏡の拭き掃除	柔らかい布で空拭きし、必要に応じて特殊洗剤で磨く。
10 衛生消耗品	トイレトーパー及び手洗い用石鹼液は、常に各階の便所を点検し、不足分を補充する。

定期清掃

概ね、別表「清掃業務実施基準表」に基づき、休館日に実施するものとする。作業時間は、原則として日常清掃と同じとする。

1 床のワックス仕上げ	移動し得る備品は移動させ、砂、塵芥等はていねいに掃き取った後、中性洗剤を用いて電動自動床洗浄機でむらなくブラッシングし、床の材質に適した良質のワックスをきれいなモップまたは布を用いて隅々まで塗布し、乾燥後、電動研磨機で艶だし仕上げをする。
2 窓ガラス 及びサッシ清掃	ガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。 サッシは、特殊洗剤で汚れを取った後、水拭きする。
3 照明器具の清掃	アリーナ以外の照明器具の汚れを適性洗剤を用いて取り除き、空拭き仕上げをする。

特別清掃

1 ガラス清掃	四周のガラスのうち、日常清掃又は定期清掃において実施しない高所のガラスについて、外面は水圧洗浄とし、内面はガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。 サッシは、特殊洗剤で汚れを取った後、水拭きする。
---------	--